

要領第9号

年金給付部長決定

平成22年1月1日制定・施行

平成22年2月23日改正・施行

平成22年3月19日改正・施行

平成22年4月15日改正・施行

平成22年5月26日改正・施行

平成22年6月29日改正・施行

平成22年8月31日改正・施行

平成22年9月15日改正・施行

平成22年11月25日改正・施行

平成22年12月22日改正・施行

平成23年1月24日改正・施行

平成23年2月22日改正・施行

平成23年3月25日改正・施行

平成23年4月25日改正・施行

国 民 年 金
厚生年金保険
年金給付
業務処理
マニュアル

日 本 年 金 機 構

根拠条文について

本書において使用した根拠条文の略称の主なものは次のとおりである。

国年法・・・国民年金法

厚年法・・・厚生年金保険法

国年法附・・・国民年金法附則

厚年法附・・・厚生年金保険法附則

国年令・・・国民年金法施行令

厚年令・・・厚生年金保険法施行令

国年則・・・国民年金法施行規則

厚年則・・・厚生年金保険法施行規則

55改附・・・厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第82号）附則

60改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則

元改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）附則

6改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号）附則

8改附・・・厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則

12改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則

13改附・・・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則

16改附・・・国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則

61措置令・・・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）

元措置令・・・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第337号）

6 措置令・・・国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
(平成6年政令第348号)

9 措置令・・・厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令(平成9年政令第85号)

14 措置令・・・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため
の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行
農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成14年政令第4
4号)

改定政令・・・国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成17年政令第75
号)

船保法・・・船員保険法

船保令・・・船員保険法施行令

沖縄措置令・・・沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭
和47年政令第108号)

旧国年法・・・旧国民年金法

旧厚年法・・・旧厚生年金保険法

時効特例法・・・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関す
る法律

記載例:「国年法90条1項5号」の場合、国民年金法第90条第1項第5号であるこ
とを示している。

目 次

【共通編】

- このマニュアルを利用するにあたって・・・・・・・・・・ 1
- 業務処理マニュアルの見方・・・・・・・・・・ 2
- 書類の提出・受付・返戻等にかかる取扱い・・・・・・・・ 5
- 事務処理誤りの事例等について(再発防止の徹底)・・・・ 4 0
- 審査請求等に係る事務処理・・・・・・・・・・ 4 3
- 社会保険労務士制度について・・・・・・・・・・ 6 3
- 決裁(専決)者一覧について・・・・・・・・・・ 7 1
- 委任業務・委託業務一覧(権限の委任を受け機構が行う
事務・委託により機構が行う事務)・・・・・・・・・・ 9 4
- 各種報告書一覧・・・・・・・・・・ 1 0 5
- 手作業による国の決裁(認可)を要する進達物一覧等・・・・ 1 1 4

I 裁定

- ★ 年金請求書関係フローチャート
- ★ 年金請求共通チェックシート・・・・・・・・・・ (5)
- 1 老齢給付年金請求書(老齢厚生)・・・・・・・・・・ (42)
- 2 老齢給付年金請求書(老齢基礎)・・・・・・・・・・ (23)
- 3 遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)・・・・・・・・ (33)
- 4 障害基礎年金請求書・・・・・・・・・・ (28)
- 5 障害給付年金請求書(障害厚生)・・・・・・・・・・ (39)
- 6 遺族基礎年金請求書・・・・・・・・・・ (25)
- 7 寡婦年金請求書・・・・・・・・・・ (19)
- 8 老齢年金請求書(旧)(厚生年金)・・・・・・・・・・ (17)
- 9 通算老齢年金請求書(旧)(厚生年金)・・・・・・・・・・ (16)
- 10 老齢年金請求書(旧)(国民年金)・・・・・・・・・・ (15)
- 11 通算老齢年金請求書(旧)(国民年金)・・・・・・・・・・ (14)
- 12 退職共済給付年金請求書(三共済)・・・・・・・・・・ (21)
- 13 未支給(年金・保険給付)請求書・・・・・・・・・・ (13)
- 14 死亡一時金請求書・・・・・・・・・・ (19)
- 15 特別一時金請求書・・・・・・・・・・ (17)
- 16 脱退手当金請求書・・・・・・・・・・ (18)
- 17 脱退一時金請求書(外国人)・・・・・・・・・・ (10)

II 諸変更

★ 諸変更関係フローチャート

- ★ 年金受給者の諸変更届チェックシート (2)
- 1 年金受給権者現況届 (36)
- 2 年金受給権者氏名変更届 (9)
- 3 年金受給権者住所・支払機関変更届 (9)
- 4 年金受給権者死亡届 (7)
- 5 基礎年金番号変更処理票
配偶者からの暴力を受けた者の秘密保持の処理) (7)
- 6 年金受給権者支払保留処理票 (死亡) (7)

III 再交付

★ 再交付関係フローチャート

- ★ 年金受給者の再交付届チェックシート (2)
- 1 年金証書再交付申請書 (8)
- 2 源泉徴収票再交付申請書 (10)
- 3 改定通知書再発行申請書 (9)
- 4 支払通知書(預入)・振込通知書再発行申請書 (8)
- 5 準確定申告用源泉徴収票交付申請書 (7)
- 6 年金決定通知書・支給額変更通知書再交付申請書 (6)
- 7 給付証明書交付申請書 (7)
- 8 ターンアラウンド再送付申請 (5)
- 9 償還請求書 (6)

IV 進達

- 1 進達事務 (1)
- 2 障害給付裁定請求書(障害厚生)の進達 (14)
- 3 扶養親族等申告書の進達 (3)
- 4 未支給(年金・保険給付)請求書の進達 (2)
- 5 年金受給権者支給停止事由該当届の進達 (4)
- 6 年金受給選択申出書の進達 (10)
- 7 年金加入期間確認請求書の進達 (4)
- 8 再裁定(様式第127号、127号-2の処理)の進達
(年金額仮計算書・年金再裁定申出書、返納方法申出書
の進達) (12)
- 9 外国居住者にかかる手続きの進達 (7)

10	成年後見人等にかかる手続きの進達	(6)
11	第三者行為事故状況届の進達	(24)
12	社会保障協定にかかる年金給付裁定請求書の進達	(1)
13	支給停止（撤回）申出書の進達	(3)
14	時効特例給付支払手続用紙 ・時効特例給付支払手続用紙（未支給年金用）の進達	(5)
15	源泉徴収票再交付申請書の進達	(2)
16	再裁定（様式第 1 2 7 号- 3 の処理）の進達	(9)
17	（旧）船員保険裁定請求書等の進達	(26)
18	旧令共済組合員期間照会の進達	(30)
19	遅延特別加算金請求書 ・遅延特別加算金請求書（未支給年金用）の進達	(13)

V 年金分割

1	年金分割のための情報提供請求書	(44)
2	標準報酬改定請求書（合意分割）	(32)
3	標準報酬改定請求書（3 号分割）	(25)
4	第 3 号被保険者加入期間証明書	(11)

VI 老齢福祉年金

1	老齢福祉年金裁定請求書	(25)
2	老齢福祉年金諸変更等の事務処理	(31)
3	老齢福祉年金支払事務処理	(10)
4	老齢福祉年金所得状況届の事務処理	(25)

VII 特別障害給付金

1	特別障害給付金請求書	(38)
2	特別障害給付金諸変更等の事務処理	(45)
3	特別障害給付金支払事務処理	(8)
4	特別障害給付金所得状況届の事務処理	(21)

区 分	年金給付	裁 定
業 務 処 理 名	国民年金・厚生年金保険 未支給(年金・保険給付)請求書	
本部の所管部署	年金給付部給付指導G	
流 れ 図	一 手 順 ○ 確 認 票	一 様 式 見 本 ○

☒目的・概要
 ☒提出
 ☒添付書類
 ☒条文・
 ☒通知・
 ☒関連

目 的	死亡した年金受給権者の遺族が未支給の年金を受けるときの請求
概 要	【要件】 死亡日において生計を同じくしていた遺族は、死亡した年金受給権者に未払いの年金があるとき未支給年金の請求を行うことができる。 ここで言う遺族とは、「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」を指し、記載順のとおりに優先順位が定められている。(同順位者が複数いる場合は、1人が代表して請求する) ㊤⇒年金は受給権が発生した月の翌月から、受給権の消滅した月まで支給される。 ㊤⇒年金の受給権がある人が年金の請求を行わずに死亡したときは、未支給年金の請求者が死亡した本人に代わり年金の請求を行うことにより、未支給年金を受給することができる。 ㊤⇒給付を受ける権利は、公法上の権利であり、譲り渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることができないといった制限が付けられていることから、その権利は受給権者の一身に専属するものであるとされている。それゆえ、民法 896 条ただし書の規定により、受給権者が死亡した場合においても相続の対象にならない。 【結果】 支給決定された場合は『給付決定通知書』が送付される。(振込通知書等は別途送付) 支給要件に該当しなかった場合は『不該当通知書』が送付される。

提 出	提 出 者	請求者(本人または代理人)
	提 出 先	住所地を管轄する年金事務所 または 住所地の市区町村役場
	提 出 方 法	窓口持参／送付／電子申請(市区町村役場へ提出の場合は不可)
	提 出 時 期	すみやかに

目次	I	13
----	---	----

添付書類	書 類 名	使 用 目 的
	■ 年金受給権者の年金証書	受給していた年金の確認のため
	■ 戸籍謄本(続柄の確認できる記載事項証明)	死亡の事実および受給権者と請求者との続柄の確認のため
	■ 住民票の写し	受給権者と請求者との生計同一の確認のため
	■ 預(貯)金通帳	年金の振込先口座確認のため
Point	☞ 受給権者が年金請求を行う前に死亡した場合は、遺族がこの請求書に年金請求書を添えて提出する。	

条 文	【厚年法】 37 条(未支給の保険給付) 【国年法】 19 条(未支給年金) 【国年則】 25 条(未支給年金の請求) 【時効法】 1 条(厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例) 2 条(国民年金法による給付に係る時効の特例) ※時効法＝厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律	
通 知	平成 19 年 2 月 21 日庁保発第 0221001 号	平成 19 年 7 月 5 日事務連絡(年金保険課)
	平成 19 年 7 月 6 日年発第 0706003 号	平成 19 年 7 月 6 日庁保発第 0706001 号
	平成 23 年 3 月 23 日 年発 0323 第 1 号	
関 連	年金受給権者にかかる諸変更届の進達の手引き	年金給付関係業務取扱要領(諸変更編)

手順書 10-2

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

② 遺族の範囲 ● 行方不明・失踪宣告の場合 (3) 請求に関する説明 ① 用紙の説明 ② 提出時期の説明	保険給付として請求することができる。 また、死亡した受給権者が死亡前にその保険給付・年金給付を請求していなかった場合は、未支給請求者はその年金・保険給付を請求することができる。 未支給（年金・保険給付）の請求をすることができる遺族の範囲は、受給権者が死亡した当時、その人と生計を同じっていた人で、請求の順位は次のとおりである。 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟、姉妹 同順位者が2人以上ある時は、その1人のした請求をもって同順位全員の請求、支給とみなす。 自分より先順位者がいる人は、未支給（年金・保険給付）の請求を行うことはできない。 【養子縁組していない加算対象の子の場合】 死亡者が遺族厚生年金、または遺族基礎年金の受給権者である妻であった場合、その年金の支給要件、加算対象となっていた被保険者または被保険者であった人の子は、死亡した受給権者の子とみなす。 死亡の推定、失踪宣告の取扱は遺族給付の支給規定の適用に限られるため、未支給（年金・保険給付）については、適用されないものである。 制度共通の請求書用紙(514 号様式)について、年金事務所または市区町村役場の窓口にて配付する。 死亡事実の発生日以降は、いつでも請求書の提出が可能である。	国年法5条・厚年法3条 (用語の定義) 【三共済の場合】 三共済の場合は、死亡した人の相続人も受けることができる。 「相続人の範囲」 生計維持されていない配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹、死亡者の直系卑属・直系尊属、死亡者の甥若しくは姪である。 この相続人は続柄コード「6」を記入する。(ただし配偶者は「2」を記入) 厚年法 39 条 2 項 夫の子が遺族の受給権者である妻と養子縁組をしていない場合（先妻の子等） 必要に応じて添付書類一覧、書き方見本等を請求書と一緒に配付する。 国年法102条 厚年法92条
--	--	--

手順書 10-3

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

● 時効特例法に該当する場合

③ 提出方法の説明

請求書を提出の際は、年金受給権者死亡届と一緒に提出することを説明する。

死亡事実の発生から5年を経過した後に請求があった場合、受給権（基本権）の遡及は認められても遡及して支払われる年金は5年分であることを説明する。

年金の支払いの時効の起算日は、支払月の翌月の初日である。

厚生年金保険及び国民年金の受給権者または受給権者であった人（未支給の保険給付及び年金の請求権者を含む。）について、年金記録の訂正がなされたうえで裁定が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正にかかる受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとされた。

【時効特例法の対象となる「記録事項の訂正」について】
時効特例法が対象としているのは、裁定（裁定の訂正を含む。）に結びつくもの、年金の受給要件や年金額に影響を与えるものであり、具体的には以下の訂正などが含まれる。

（ア）裁定後に行われた被保険者資格の取得・喪失の年月日、標準報酬や保険料の納付状況の訂正

（イ）「年金手帳の記号番号の基礎年金番号への統合による被保険者期間等の追加」や「生年月日の訂正」により初めて年金の受給権が確認できる場合のこれらの訂正

請求書の提出方法は、窓口を持参するほか、送付による提出が可能である。

紙による請求のほか、電子申請が可能である。

提出先は、請求者の住所地を管轄する年金事務所である。

裁定替障害基礎年金・遺族基礎年金の場合は、住所地の市区町村役場が提出先となる。

国年則25条1項

厚年則42条1項

「年金相談マニュアル（制度編）」参照

時効特例法1条、2条

電子申請を行うには、個人認証が必要となる。

「電子申請取扱要領」参照

市区町村への提出の場合、電子申請はできない。

手順書 10-4

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

（４）添付書類の説明

① 必ず必要となる書類

● 死亡者との関係により必要となる書類

受付は全国どこの年金事務所、年金相談センターでも行うことができる。

処理は機構本部で行うため、書類回送に時間を要する場合がある旨説明する。

請求書の提出の際に必要な添付書類について、次のとおり説明する。

未支給（年金・保険給付）の請求の際には、次の書類が必ず必要となる。

（ア）受給権者の年金証書

（添えることができない場合は事由書）

（イ）受給権者の死亡の事実を確認することができる戸籍謄本、抄本または住民票の写し

（ウ）受給権者と請求者の続柄が確認できるもの戸籍謄本または抄本

（エ）受給権者と請求者の生計同一関係が確認できる住民票の写し

（オ）請求者の金融機関の通帳（本人名義）

請求書に金融機関の証明印がある場合は添付不要

（カ）印鑑（認印可）

【受給権者と請求者が同一住所別世帯の場合】

（ア）別世帯になっている理由書

【受給権者と請求者が別居していた場合】

（ア）それぞれの住民票の写し

（イ）第三者の証明、または生計同一を証する書類（扶養の事実等が確認できる書類、定期的な送金の事実が確認できるもの）

（ウ）別居していることの理由書

（エ）住民票の写しが別で実際は同居の場合は、同居の申立書

国年則25条2項

厚年則42条2項

手順書 10-5

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

(5) 未支給年金 保険給付の 決定通知 2. 窓口受付 (1) 内容点検 ① 記入・押印 漏れの点検 (2) 添付書類と 窓口装置の 記録との確認	【死亡者が受け取るべき年金の請求書の提出が未提出の場合】 (ア) 未提出の年金請求書と添付書類 請求書の受付日から3ヶ月程度で機構本部より未支給（年金・保険給付）決定通知書が送付されることを説明する。 未支給が発生しない場合はその旨お知らせする。 窓口において請求書を受付する場合の対応 審査時における不備返戻等を事前に防止するため、窓口において点検を行う。 必要項目について記入・押印もれがないか点検する。 記入・押印もれがあったときは、その場で記入等の補正を求める。 その場で補正できない不備の場合は、請求書を返戻する。 必要書類が添付されていることを確認のうえ、必要な事実確認を行い、窓口装置による記録および添付書類と請求書の記入内容とを照合する。 (ア) 年金証書の基礎年金番号・年金コード 複数の年金コード（共済組合が支給しているものを除く）がある場合、すべて記入されているか確認する。 (イ) 戸籍謄本 受給権者の死亡年月日、受給権者と請求者の続柄を確認する。 (ウ) 住民票の写し 受給権者と請求者の生計同一関係を確認する。 (エ) 振込先の金融機関通帳 請求者名義であるか、振り込みのできる金融機	送付サイクルは、「業務センターつうしん」平成13年4月号参照 添付書類、窓口装置との確認を行い各項目に確認印を押印する 再提出の際は、送付でもよいことを説明する。 簡易郵便局および貯蓄口座、ネット銀行は不可
--	--	---

手順書 10-6

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

	関、預金種別であるか確認する。 亡くなった受給権者が老齢厚生年金等の加給年金額の対象者である場合は、別途、加給年金額の不該当届が必要である。	である。
（３）書類の受理	請求書および添付書類を受理する。	
① 受付印の押印	内容点検等が終了したら、請求書に窓口用受付印を押印のうえ請求書等を受理する。	
② 受付処理簿への記入	進捗管理を行うための受付処理簿に、所定事項を記入する。	
③ 事務センターへの回付	年金事務所で受付を行った請求書等については、回付票、受付処理簿を添付し、決裁のうえ、すみやかに事務センターに回付する。	受付処理簿に回付日を記入し、コピーを保管する。（原本は事務センターへ回付する。）
● 回送	県外へ回送しなければならない場合は、回送付箋を添付し、決裁のうえ、すみやかに担当の事務センターへ回送する。 また、年金相談センターにあつては、すみやかに管轄事務センターへ回送する。	受付処理簿に回送した旨を記入する。 回送する場合、添付書類の確認および内容審査は請求書を受理した事務所または事務センターで行う。
④ 受付件数等のチェック	事務センターは、請求書等が年金事務所から回付もしくは他事務センター、年金相談センターから回送があった場合には、回付票、受付処理簿、回送付箋等により、受付件数、請求書等のチェックを行う。	
3. 内容審査		

手順書 10-7

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

(1) 記入内容等の 審査	記入内容の審査については、請求書の各項目の記入・ 押印もれ、また添付書類、窓口装置の記録との整合性を 確認する。 記入事項の補正については、赤色のペンを使用する。 訂正については、誤記を抹消し、その上部に正しい事項を 記入する。	
① 受付年月日	受付年月日が押印されているか確認する。	市区町村の受付も確認 する
② 死亡した 受給権者の 年金証書の 基礎年金番号 ・年金コード	年金証書の基礎年金番号および年金コードが正しく記入 されているか確認する。 窓口装置による被保険者記録の基礎年金番号および年 金コードと、記入された内容が同一であるか確認をする。	請求書①欄
③ 死亡した 受給権者の 生年月日・ 氏名	添付書類により、生年月日、氏名、住所が正しく記入され ているか確認をする。 窓口装置による被保険者記録の生年月日、氏名と記入 された内容が同一であるか確認をする。	請求書②②欄
④ 死亡した 受給権者の 死亡年月日	添付された戸籍等により、死亡年月日が正しく記入され ているか確認する。	請求書③欄 死亡年月日の入力訂正 は、年金事務所ではでき ないため注意する。
⑤ 請求者の 氏名・印・ 続柄	添付された戸籍、住民票の写し等により、氏名、続柄、先 順位者の有無について確認する。（続柄の確認は戸籍に よること）	請求書④⑥欄
⑥ 請求者の住 所・郵便番号	郵便番号が正しく記入されているか確認する。 外国居住者の場合は「999-9999」と記入する。 住民票の写しまたは窓口装置により、住所が正しく記入さ れているか確認する。	請求書⑦⑧欄

手順書 10-8

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

	外国居住者の場合、国名をカタカナで記入し、必要となる添付書類の有無を確認する。	
⑦ 支払機関	【銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協、信連、信漁連の場合】 年金の受取りが可能な金融機関であるか確認する。 支店名にフリガナが付されているか、口座番号が記入されているか、金融機関の証明印または、窓口での確認印の押印があるかを確認する。	請求書①欄
⑧ 先順位者の確認	添付された戸籍および住民票の写し等により、今回請求した人が先順位者であるか確認をする。 他に先順位者がいる場合は、先順位者が請求するよう説明のうえ返戻する。	請求書②欄
⑨ 相続人の確認	統合共済の未支給請求の場合、記入の有無を確認する。 （統合共済の場合、未支給請求者の範囲に相続人が含まれるためである。）	請求書③欄
⑩ 指定請求者電話番号	旧船員保険の場合で、未支給の遺族の範囲に属する人がいない場合、一時金の規定を準用するため記入が必要となる。 電話番号の記入があるか確認する。	請求書④⑤⑥欄
⑪ 生計同一証明	生計同一証明に証明がされている場合、別世帯になっている申立書、別居している理由書、同居についての申立書等の添付がされているか確認する。 添付された申立書について、生計同一の内容が具体的に記入されているか確認する。	請求書⑦欄
⑫ 入力コードの記入	「年金給付関係業務取扱要領」に基づき、各入力項目へ入力コードを記入をする。 支払機関コードについては、国庫金振込のできる金融機	

手順書 10-9

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

⑬ その他 留意事項

関であることを確認する。

その他、次の事項について確認する。

- ・ 繰下げ人の基礎裁定はされているか
- ・ 加給年金額対象者に対して加対者不該当届は提出されているか
- ・ 基礎のみ裁定者で老厚の決定はされているか

4. 審査後の流れ

（1）入力処理

① 入力

審査終了後、「年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）」に基づき入力処理を行う。

入力処理後、請求書、添付書類および処理結果リストにより、入力処理結果を突合確認する。

② 決裁

請求書および添付書類に処理結果リストを添えて、入力処理に関する決裁を受ける。

入力内容に誤りがあった場合、訂正のうえ再度決裁を受ける。

死亡年月日および続柄は年金事務所では訂正できないため、サイクル内に機構本部支払部担当Gへ様式第129号を用いてFAXにて依頼を行う。

誤った死亡年月日を入力した場合は介護情報にも影響を及ぼすため、特に注意が必要である。

（2）事後処理

① 進達

機構本部において未支給支払、返納処理を行うため、直近の進達日に進達票に添付のうえ、進達する。

死亡届出者の続柄が「7」その他の場合は、入力処理後副本に添付書類を添えて進達する。

債務者調査の資料として活用されるため、進達が必要となる。

手順書 10-10

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

未支給（年金・保険給付）請求書

◆見出し

◆手順

◆Point

② 受付処理簿
の記入

受付処理簿に進達日および入力処理状況を記入する。

③ 書類の保管

処理を終えた請求書の控えについては、整理のうえ保管する。

未支給【年金・保険給付】請求書

年金事務所記入欄	
遺族給付同時請求	有(○)・無(△)・無
死亡届の添付	有・無

45	46	48	基礎年金番号		年金コード (複数請求する場合は 右の欄に記入)	
死亡した 受給権者	① 年金証書の基礎 年金番号および 年金コード					
	② 生年月日	明治 1	大正 3	昭和 5	平成 7	年 月 日
	⑦ (フリガナ) 氏 名	(氏)		(名)		
	③ 死亡した年月日	昭和	平成	年	月	日

請 求 者	④ (フリガナ) 氏 名	(氏)	(名)	⑤ 続柄	※続柄	
	⑦ 郵便番号					
	⑧ (フリガナ) 住 所	※住所コード	市区町村			
	① 受取機関 (いずれかを選んで 記入してください。)	1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関コード	銀行 金庫 信組	(フリガナ)	本店 支店 出張所
		2 ゆうちょ銀行 (郵便局)	支払局コード	貯金通帳の口座番号		ゆうちょ銀行(郵便局)の証明
	都道府県名 (フリガナ)		信連・農協 漁協・信漁連		金融機関の証明	
	記号(左詰めでご記入ください。)		番号(右詰めでご記入ください。)		印	
	※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。					
	⑦ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。					
	配偶者	子	父	母	孫	祖父母

いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない
◇④は、共済年金の未支給年金を請求する場合、④および⑦は、旧船員保険の未支給保険給付を請求する場合に記入してください。						
④ 死亡者にとってあなたは相続人ですか。				はい ・ いいえ		
上記④で、「はい」に○をつけた方のみ受給権者との続柄を記入してください。					続柄	
④ 死亡した被保険者または被 保険者であった者により死 亡当時生計維持されていた 者の氏名、生年月日および 続柄を記入してください。	氏 名	生 年 月 日		続 柄		
		明・大・昭・平	年 月 日			
⑦ 指 定 請 求 者	死亡者があなたを未支給保険給付の受給権者として特に指定 していましたか。該当する文字を○印で囲んでください。		していた・していなかった			
	⑧ 電話番号		⑨ 備考			

⑦ 生 計 同 一 証 明	
上記の請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。	
証明者	住所
氏名(請求者との関係)	平成 年 月 日

平成 年 月 日 提出

市区町村

受付年月日

年金事務所

受付年月日

日本年金機構本部

受付年月日

〇〇〇〇「記入上の注意」等をよく読んでから記入してください。
「※」印欄は、記入しないでください。年金事務所の窓口でご相談ください。